

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱（平成20年3月31日市民まちづくり局理事決裁）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市民まちづくり活動の促進を目的として、札幌市市民まちづくり活動促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、<u>札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第7条 1～3省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>4～6</u> 省略</p> <p>(助成事業の変更)</p> <p>第8条 助成団体は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、<u>あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 助成事業の内容を変更するとき</u></p> <p><u>(2) 助成事業を中止、または廃止するとき</u></p> <p><u>(3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市民まちづくり活動の促進を目的として、札幌市市民まちづくり活動促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、<u>札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第7条 1～3省略</p> <p><u>4 市長は、申請団体が規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない旨の決定をしなければならない。</u></p> <p><u>5～7</u> 省略</p> <p>(助成事業の変更)</p> <p>第8条 <u>助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、規則第6条第1項第1号から第3号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書（様式6）を市長に提出しなければならない。ただし、様式6により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>交付決定をした場合において、規則第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。</u></p>	<p>規程を規則に修正</p> <p>暴力団関係者の排除等の規定を追加</p> <p>交付条件を規則に合わせ修正</p> <p>事情変更による取消し・変更について規定</p>

現行	改正後	備考
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めるときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書（様式7）により、当該助成団体に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</u></p> <p>(関係書類の保存等)</p> <p>第9条 <u>助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2～3 省略</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 <u>助成団体は、助成事業の終了後、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 <u>市長は、助成を行った事業に対して、助成金の使途等に関する調査を行い、又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明</u></p>	<p><u>3 市長は、前項の規定による取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、規則第9条第2項各号に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金等を交付することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 市長は、第2項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書（様式7）により、当該助成団体に通知するものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(関係書類の保存等)</p> <p>第9条 助成団体は、助成事業に係る<u>経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該助成事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2～3 省略</p> <p>(実績報告書)</p> <p>第11条 助成団体は、助成事業の<u>完了後、1か月以内又は当該助成事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 <u>市長は、助成事業が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、当該助成団体に対し、当該助成事業の状況に関し</u></p>	<p></p> <p>規則に合わせ保存期間を修正</p> <p>規則に合わせ文言修正</p>

現行	改正後	備考
<p><u>を求めることができる。なお、助成団体は、これに応じなければならない。</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る<u>助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）により、当該団体に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、確定した額が第14条の規定により既に交付した額に満たないときは、期限を定めて、当該団体に対してその満たない額の返還を請求するものとする。</u></p> <p>(助成金の交付)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による<u>助成金確定後の通知後、すみやかに助成金を交付するものとする。</u></p> <p>(概算額の交付及び精算)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体から申出があった場合には、<u>事前に概算額を交付するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、</p>	<p><u>て報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第12条 市長は、前条の<u>実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）により、当該団体に通知するものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(助成金の交付)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による<u>通知の後、速やかに助成金を交付するものとする。</u></p> <p>(概算額の交付及び精算)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体の<u>申出により、助成事業の目的を達成するため特に必要があると市長が認めるときは、助成金を概算払により交付することができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(違反等による交付決定の取消し)</p> <p>第15条 市長は、<u>第8条第2項の規定による場合のほか、助成団体が</u></p>	<p>規則にあわせ修正</p> <p>規則の規定にあわせ返還は第16条で定める</p> <p>規則に合わせ追加</p>

現行	改正後	備考
<p><u>第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 不正な手段又は違法な行為により、助成を受けたとき</u> <u>(2) 助成目的以外の経費に流用したとき</u> <u>(3) 登録要綱第7条の規定により、登録が抹消されたとき</u> <u>(4) その他この要綱に違反した場合</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により、<u>助成金の交付決定を取り消したとき</u>は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式13）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>（助成金の返還）</p> <p>第16条 市長は、<u>前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</u></p> <p>（追加）</p> <p>2 市長は、<u>第8条第2項、第12条第2項及び前項の規定により、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式14）により、当該団体に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、第12条第2項の規定により助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）に返還に関する必要事項を記載することをもって、助成金返還決定通知とすることができる。</u></p>	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、<u>交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 規則第17条第1項各号のいずれかに該当するとき</u></p> <p><u>(2) 登録要綱第7条の規定により、登録が抹消されたとき</u> <u>(3) その他この要綱に違反したとき</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>取消しをした場合は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式13）により、当該団体に通知するものとする。</u></p> <p>（助成金の返還）</p> <p>第16条 市長は、<u>第8条第2項若しくは前条第1項の規定による取消し又は第8条第4項の規定による変更をした場合において、助成事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、第12条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る助成金の額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定により、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式14）により、当該団体に通知するものとする。</u></p> <p>4 市長は、<u>第2項の規定により、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）に返還に関する必要事項を記載することにより、当該団体に通知するものとする。</u></p>	<p>規則に合わせ助成金の返還をまとめて定める</p>

現行	改正後	備考
<p>附則 (追加)</p>	<p>附則 附 則（令和8年4月1日市民文化局長決裁） 第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。 第2条 令和8年4月1日以降に交付決定する事業のうち、令和8年3月31日以前に第6条第1項に定める申請がなされた事業の申請団体については、附則様式1を提出しなければならない。</p>	<p>附則及び附則様式の追加</p>

現行

様式1

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書

令和8年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けたいので、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

▼団体情報

団体名	
代表者職名・氏名	
郵便番号	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

▼申請内容

助成の種類	
上記で選択した分野以外への申請 (②分野指定助成のみ)	
事業名	
助成金申請額	
概算額交付の申出	
(希望する場合：理由)	

▼助成金申請状況 ※札幌市の他の助成等と重複して受けることはできません。

申請事業について	
(Bの場合)	補助金名
	担当部局

▼振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを添付してください。

改正後

様式1

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書

令和8年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けたいので、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

▼団体情報

団体名	
代表者職名・氏名	
郵便番号	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

▼誓約

誓約事項	
誓約内容	(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではないこと。 (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。 (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。 (4) 補助事業等の目的等に照らし、補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反をしていないこと。

▼申請内容

助成の種類	
上記で選択した分野以外への申請 (②分野指定助成のみ)	
事業名	
助成金申請額	
概算額交付の申出	
(希望する場合：理由)	

▼助成金申請状況 ※札幌市の他の助成等と重複して受けることはできません。

申請事業について	
(Bの場合)	補助金名
	担当部局

▼振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを添付してください。

備考

規則に合わせ追加

現行	改正後	備考
<p>様式4</p> <p style="text-align: right;">札 自 治 第 号 () 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">札幌市長</p> <p>札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請書を受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金に ついては、下記のとおり交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 助成の種類及び対象となる事業名 ・助成の種類： ・事業名：</p> <p>2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。 助成対象事業費 金 円 助成金額（予定） 金 円</p> <p>3 交付決定の理由</p>	<p>様式4</p> <p style="text-align: right;">札 自 治 第 号 () 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">札幌市長</p> <p>札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請書を受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金に ついては、下記のとおり交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 助成の種類及び対象となる事業名 ・助成の種類： ・事業名：</p> <p>2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。 助成対象事業費 金 円 助成金額（予定） 金 円</p> <p>3 交付決定の理由</p>	

現行	改正後	備考
<p>4 助成金は、助成金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。</p> <p>5 助成条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び収支明細書（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。</p> <p>(7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。</p> <p>(8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成金額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。</p> <p>(9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。</p> <p>6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めるときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。</p> <p>7 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。</p> <p>(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$ <p>(8)により減ずる額 = 助成金額 - (7)により減ずる額 - (助成対象事業に係る決算額 - 助成対象事業に関する収入の決算額)</p>	<p>4 助成金は、助成金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。</p> <p>5 助成条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容等の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び収支明細書（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。</p> <p>(7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。</p> <p>(8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成金額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。</p> <p>(9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。</p> <p>6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めるときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。</p> <p>7 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。</p> <p>(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$ <p>(8)により減ずる額 = 助成金額 - (7)により減ずる額 - (助成対象事業に係る決算額 - 助成対象事業に関する収入の決算額)</p>	<p>文言修正</p>

現行	改正後	備考
<p>4 助成金は、助成金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。</p> <p>5 助成条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、<u>あらかじめ市長の承認を得ること</u>。</p> <p>(4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、<u>すみやかに</u>市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び収支明細書（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。</p> <p>(7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。</p> <p>(8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成金額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。</p> <p>(9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。</p> <p>6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたとときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。</p> <p>7 市長が必要と認めたとときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。</p> <p>(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times 1 - \left[\frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$ <p>(8)により減ずる額 = 助成金額 - (7)により減ずる額 - (助成対象事業に係る決算額 - 助成対象事業に関する収入の決算額)</p>	<p>4 助成金は、助成金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。</p> <p>5 助成条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容等の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。</p> <p>(3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、<u>速やかに市長に報告してその指示を受けること</u>。</p> <p>(4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、<u>速やかに</u>市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び収支明細書（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。</p> <p>(7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。</p> <p>(8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成金額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。</p> <p>(9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。</p> <p>6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたとときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。</p> <p>7 市長が必要と認めたとときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。</p> <p>(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times 1 - \left[\frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$ <p>(8)により減ずる額 = 助成金額 - (7)により減ずる額 - (助成対象事業に係る決算額 - 助成対象事業に関する収入の決算額)</p>	<p>文言修正</p>

現行	改正後	備考
<p>(追加)</p>	<p><u>附則様式 1</u></p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p><u>札幌市市民まちづくり活動促進助成金について申請し、交付を受けるにあたり、以下のことについて誓約いたします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではないこと。</u></p> <p><u>(2) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。</u></p> <p><u>(3) 暴排条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。</u></p> <p><u>(4) 助成事業の目的等に照らし、助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反をしていないこと。</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>(宛先) 札幌市長</u></p> <p style="text-align: right;">団体名 住所 代表者職名・氏名</p>	<p>附則様式 1 の追加</p>